

次に、日程第13、請願第2号「事務所費」疑惑について徹底的な解明を求める意見書提出方請願の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

請願第2号について、総務・文教委員長報告は、採択であります。総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、請願第2号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、請願第3号 NHK受信料の義務化に関する意見書提出方請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 請願第3号 NHK受信料の義務化に関する意見書提出方請願について、賛成の意見を申し上げます。

私は、請願の趣旨で言っているとおり、NHKに対して中立的で公平な番組制作や報道を期待し、受信料支払い義務化に反対するものがあります。この義務化で最も大きな問題は、税金や年金保険料などと同じように法的賦課金となり、視聴者と個別契約によって成り立つ公共放送の本質が変化し国営放送になると言っているように、国の権力機構がメディアの介入を許すことになり問題であります。

受信料支払い義務化の問題は、まさに問題のすりかえです。支払い拒否で引責辞任をしたはずの海老沢前会長は、NHKの現況を省みず、1月22日に日本相撲協会の横綱審議会長に就任したようです。同委員には、NHKの会長として就任したのだから委員も退くべきなのに、委員長に就任するという不明瞭さです。NHKの理事は、みなし公務員であることを考えれば、天下りというほかありません。NHKのこうい

った腐敗、隠ぺい体質をみずから改善しないで受信料を義務化するなど、いかにも短絡的過ぎます。

受信契約は、受信者の契約義務とNHKの放送法遵守義務がともに課されることで成立します。消費者契約法によれば、事業者は契約締結の相手方に、どういう権利や義務があるのか、義務ばかりでなく権利についても契約書に明記する必要があるにもかかわらず、全くなされておられません。そこにも重大な瑕疵があります。

問題は、そこにとどまらず、義務化の後には値上げが求められ、その後は国営化がってきます。反省し、改善すべきはNHKの体質にあることを申し上げ、請願第3号 NHK受信料の義務化に関する意見書提出方請願に賛成の意見といたします。

ご賛同をお願い申し上げます。

○大沼 久議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

請願第3号について、総務・文教委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○大沼 久議長 起立少数であります。よって、請願第3号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会報告

○大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

○佐々木謙二厚生常任委員長 おはようございま

す。

平成19年第1回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、審査をいたしました経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第25号 長井市交通指導員条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市財政の健全化を図る取り組みの一環として、交通指導員の報酬を引き下げするため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、2月19日から27日にかけて、指導員全員に説明をして了解を得たとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、なぜ700円となったのかとの質疑がなされ、市民課長からは、予算査定では地域から指導員を出してもらえないかということでゼロ査定であったが、市長復活要求時に、指導員の励みとなるようにゼロではなく金額を下げることで予算を認めていただいた。その際にシルバー人材センターの単価を参考とし700円となったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、シルバー人材センターの単価と同等の額にしてほしい旨の説明を指導員に行ってきたのかとの質疑がなされ、市民課長からは、市の財政状況が悪くなってきているためさまざまな切り詰めをしており、交通指導員の方にもご協力いただきたいとお願いしており、シルバー人材センターの単価と同等であることの話はしていないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、財政再建のめどが立てば報酬を引き上げる考えはあるかとの質疑がなされ、市民課長からは、今回提案している削減関

係の条例のほとんどが4年間と期限を設けており、交通指導員の報酬についても4年後の情勢を見て見直しを考えたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、削減する期間を区切って提案すべきだと思うが、そのような協議はしなかったのかとの質疑がなされ、市民課長からは、柔軟な対応ができるようにその都度の見直しと考えたところであり、期間を区切ることの協議はしていないとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、交通指導員の活動はボランティアの活動だと思うが、報酬の支払い以外に労のねぎらいはあるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、かつては指導員会という会があり、会費制にて労をねぎらう会を開いていたが、今は講習会の際に御礼を申し上げているだけであるとの答弁を受けたところであります。

質疑終結後に、委員から、新年度予算は全体的に20%のマイナスシーリングとしているように、報酬の減額も20%とし、期間を区切るべきであるとのことから、題名を「長井市交通指導員の報酬の特例に関する条例の設定について」とし、第6条中「1,100円」を「900円」に、「1,200円」を「1,000円」に読みかえると修正し、附則に「この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う」を追加するとの修正案が提出されたところであります。

採決の結果、修正案は、賛成少数で否決されました。よって、原案について採決を行い、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、長寿祝金の支給を全廃するために提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、長寿祝金

+

の支給は廃止するが、市長による100歳以上の方への訪問は継続し、賀詞や色紙はお届けしたいとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、当初この条例を設定した理由は何かとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、条例の目的にあるとおり敬老思想の高揚を図るためであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、条例を全廃することによって敬老思想の高揚がなくなることにつながらないかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、条例をなくしたからということで敬老思想を高揚しなくともよいとはならない。市長がこれまで同様に訪問してお祝いを申し上げてくるので、それを市報に掲載するなどして周知することにより、敬老思想の高揚を続けていくことはできるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、条例は存続させ、財政状況が好転した段階で現状に戻すのが望ましいと考えるが、そのような検討はしなかったかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、12月議会において額を減額した改正案が否決されたことや他の事業に財源を向けたいため、額を減額しての継続は考えていなかったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、祝金ではなく祝品の支給などと内容を変えてでも条例は残すべきと考えなかったかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、祝金支給条例でありそこまで考えなかったが、条例が廃止されても市長による100歳以上の方への訪問は継続していくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、置賜の他市町で同様の事業の見直しはあるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、見直しの動きがあるのは長井市だけであるとの答弁を受けたところであります。

質疑終結後に、委員から、敬老思想の高揚を

図るという目的を達成するためにつくってきた条例であるので、この条例は存続させるべきであり、題名を「長井市長寿祝金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」とし、激変緩和のため100歳の祝金の額を10万円から5万円とし、88歳の祝金の額はこれまでと同様に1万円とする内容の修正案が提出されたところであります。

また、別の委員からは、条例存続については同様であるが、激変緩和は必要にしても大変な財政の中で全体の福祉サービスも充実しなければならないことから、題名を「長井市長寿祝金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」とし、100歳、88歳ともに祝金の額を1万円とする内容の修正案が提出されたところであります。

二つの修正案が提出されましたので、二つのうちで原案に遠い修正案となる100歳の祝金額を5万円とする修正案について採決したところ、可否同数となり委員長裁決により修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会で可決いたしました修正案につきましては、お手元に配付させていただいておりであります。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました、案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第15、議案第25号 長井市交通指導員条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第16、議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条例を廃止する条例の設定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第15、議案第25号 長井市交通指導員条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第25号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、厚生委員長報告は、修正可決でありますので、委員会の修正案について採決いたします。

議案第38号について、委員会の修正案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第38号は、委員会の修正案のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会報告

○大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成19年第1回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案7件、及び請願2件について、審査をいたしました経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め、

開催しております。

それでは、議案第23号 長井市伊佐沢コミュニティ施設条例の設定について申し上げます。

本案は、新たに建設した伊佐沢コミュニティ施設を運営するに当たり、設置及び管理に必要な事項を定めるため提案されたものであります。

審査に当たり、農林課長から、条例設定に当たっては、道照寺平コミュニティセンター条例を参考としたが、完成後は伊佐沢地区公民館として使用していただくことから、公民館設置条例との整合性も図っている。内容的には、各地区公民館同様に営利目的での貸し出しも行い、使用料についても減額または免除の規定を設けている。ただし、使用料の設定に当たっては、設備面等でほかの公民館よりもよくなっていることから20%程度のアップの料金とし、利用者が使用しやすいように1時間単価としているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り委員からは、使用料の減額または免除の要件は、どのようなものかとの質疑がなされ、農林課長からは、子供会や老人会などの社会教育団体にあつては半額免除とし、伊佐沢地区民の団体使用については免除となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、和室の会議室が大・小と分かれているが、オープンスペースとしての利用が可能なのか。そして、その場合の使用料はどうなるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、オープンスペースとしての利用は可能である。和室・大というのが2部屋を一緒に使用した場合で、使用料は1時間100円、和室・小というのはそれぞれ1部屋ずつ使用した場合で、1時間80円であるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、使用者の損害賠償について詳しく聞きたいとの質疑がなされ、農林課長からは、損害賠償については、故意に建物や設備器具等を壊したり、展示物を汚した場合など、